



厚生労働省福島労働局発表
平成23年3月29日

※地震関連第25報

担 当	福島労働局総務部企画室
	室長 安部 啓介
	室長補佐 笹川 和也
	電話 024-536-4600

東北地方太平洋沖地震に伴う雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました

本日、厚生労働省において、被災された従業員や失業者の方、事業主の方に特例措置の内容を知っていただき、活用いただくため、雇用・労働関係の特例措置をまとめたリーフレットを作成しました。

これを活用し、労働基準監督署、ハローワークの窓口及び被災地などで必要な情報提供を行ってまいります。

1 「従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ」

【主な内容】

- ・ 労働局、労働基準監督署、ハローワークにおける相談窓口の設置
- ・ 災害により事業が休止された場合の失業給付の受給について
- ・ 職業訓練を受講中の方への特例措置について
- ・ 未払賃金立替払制度

2 「被災された事業主の方へ」

【主な内容】

- ・ 災害を受けて休業などを行わざるを得ない場合のQ&A、支援（雇用調整助成金）
- ・ 労働保険料、社会保険料、障害者雇用給付金の納付期限延長・猶予について
- ・ 期限内に各種助成金の申請においでになれない場合について

被災された事業主の方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

全国のハローワークでは、「震災被災者対象求人」として、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。被災者の方々に配慮した求人のお申込みをお願いいたします。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

1. 事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fvv.pdf>) にも掲載しています。

2. 被災に伴う経済上の理由で休業し、労働者に休業について手当を支払う場合、雇用調整助成金の助成(中小企業の場合、原則手当の8割を助成)を受けることができます。青森、岩手、宮城、福島、茨城のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、受給しやすいよう要件の緩和もしていますので、ご活用ください。

※リーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/a09-1a.pdf>) やQ&A (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a10-1.html>) も用意していますので、ご活用ください。

3. 事業所が災害を受け、事業を休止し、労働者の賃金(休業手当を含む)を支払うことができない場合、労働者が実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休業したために、労働者が一時的に離職を余儀なくされた場合、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

各種助成金の支給申請

ハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合であっても、後日、理由を添えて申請することができます。

※詳しくはこちらのリーフレット (<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/110317-1.pdf>) をご覧ください。

労働保険料、社会保険料などの納付期限延長・猶予

労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金などの納付期限の延長・猶予を行います。

※新たな納付期限は、後日お知らせします。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金制度の掛金について、納付期限の延長手続を簡素化しました。また、後納による割増金の免除などが受けられます。

共済融資代理貸付について、元金償還の据置、償還期限の延長などの措置が受けられます。

特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度の共済手帳及び共済証紙の再交付が受けられます。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構ホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

キャリア形成促進助成金

被災地域等の事業主が被災前から開始していた職業訓練に対するキャリア形成促進助成金について、被災により訓練の修了が困難となった場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費、賃金などは助成の対象となります。

※詳しくは、最寄りの雇用・能力開発機構都道府県センターにお問い合わせください。

認定職業訓練助成事業費補助金

被災地域(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)の事業主が被災前から開始していた認定職業訓練の運営費について、被災により訓練が中止や中断された場合でも、当該訓練のそれまでに要した経費は補助の対象となります。

※詳しくは、事業所の所在地を管轄する県庁にお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。
厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。



厚生労働省・都道府県労働局
・労働基準監督署・ハローワーク(公共職業安定所)

従業員、失業された方、訓練を受講されている方へ ～東北地方太平洋沖地震に伴う特例措置のご案内～

このたびの東北地方太平洋沖地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っております。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

全国のハローワークに「震災特別相談窓口」を設置し、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の住居地以外での就職や社宅・寮付きの仕事を希望される方の相談にも応じています。

全国のハローワークでは、被災者の方々を積極的に雇い入れようとする求人や、社宅・寮付きの求人の確保に取り組んでいます。こうした求人は、ハローワークの窓口のほか、ハローワークインターネットサービスでもご覧いただけます。

被災地域などの都道府県労働局及びその管内の労働基準監督署を中心に「緊急相談窓口」を開設し、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

災害による事業の休止などでお困りの方

事業所が災害を受け、事業を休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受け取れない状態にある方は、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。

また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6ヵ月以上加入しているなどの要件があります。

※事業所が被災して休業する場合でも、労働契約や就業規則に基づき、事業主が賃金、手当などを支払う場合があります。

※詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

※地震に伴って休業する場合の手当の支払などについてのQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。

詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015fyv.pdf>)にも掲載しています。

雇用保険失業給付を受給中の方

失業給付を受給されている方が、災害のためやむを得ず認定日にハローワークに来られないときは、電話などでご相談いただければ、認定日を変更できます。

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、来所可能なハローワークで受給手続きをすることができます。

公共職業訓練の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります(対象地域:青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県)。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

雇用保険を受給している公共職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、基本手当などを支給されることがあります。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

基金訓練(※)の特例措置

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。詳しくは、それぞれの訓練機関にお問い合わせ下さい。

被災による訓練の中断、休講などにより訓練を受けられない場合は、訓練・生活支援給付を支給されることがあります。詳しくは、厚生労働省職業能力開発局能力開発課までお問い合わせ下さい。

被災により訓練中止や受講不能となった場合に、1年を経過せずとも次の訓練を受講できます。詳しくは、ハローワークまでお問い合わせ下さい。

※雇用保険を受給できない方に対し、無料の職業訓練と訓練期間中の生活支援のための給付を行うものです。

未払賃金立替払制度

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々の未払賃金の立替払について、申請に必要な書類の簡略化等を行い、迅速な処理を行うようにします。

※詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015rt9-img/2r9852000001607y.pdf>)にも掲載しています。なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページ(<http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/kijunkyoku/tatekae/index.htm>)をご覧ください。

労災保険給付

労災診療や休業補償の請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。また、労災診療の手続については、任意の様式によっても行うことができます。

※なお、今回の地震に伴う疾病の業務上外等の考え方については、災害事例を用いてお示しています。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000014tr1-img/2r98520000015j3l.pdf>)

※労災保険の請求などについてのQ&Aも用意していますので、ご活用ください。
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015vli-img/2r9852000001653g.pdf>)

健康相談

全国の産業保健推進センターで、被災地域の事業者、労働者及びその家族などを対象に、メンタルヘルスを含む健康問題について電話での相談を実施しています。

雇用促進住宅

緊急避難している方の入居先として雇用促進住宅を提供しています。詳しくは、市町村の災害対策本部などにお問い合わせください。

勤労者財産形成持家融資の返済方法の変更

(独)雇用・能力開発機構が行う財形持家融資を返済中の方で、被災された方は、最長3年間元金の返済を猶予し(利子のみの返済で可)、返済猶予期間中は貸付利率の引下げ(最大1.5%)を受けられます。また、返済期間を最長3年間延長することもできます。

※詳しくは、(独)雇用・能力開発機構(電話046-683-1177)にお問い合わせいただくか、こちらの資料(http://www.ehdo.go.jp/zaikai/pdf/0318_001.pdf)をご覧ください。

中小企業退職金共済制度の特例措置

一般の中小企業退職金共済制度及び特定業種(建設業・清酒製造業・林業)退職金共済制度について、退職金請求書や共済手帳を紛失した場合、再発行を受けられます。また、退職金請求手続の簡素化などを行っています。

※詳しくは、(独)勤労者退職金共済機構(電話03-3436-0151)にお問い合わせいただくか、(独)勤労者退職金共済機構のホームページ(<http://www.taisyokukin.go.jp/>)をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)でも関連の情報をお伝えしています。

